

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月26日
【会社名】	株式会社エフ・ジェー・ネクスト
【英訳名】	FJ NEXT CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 肥田 幸春
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
【電話番号】	03 (6733) 7711
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 兼 経営企画室長 永井 敦
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
【電話番号】	03 (6733) 7711
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 兼 経営企画室長 永井 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年3月26日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の100%子会社である株式会社エフ・ジェー不動産販売を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で吸収合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社エフ・ジェー不動産販売
本店の所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 肥田 幸春
資本金の額	50,000千円(平成24年3月31日)
純資産の額	108,300千円(平成24年3月31日)
総資産の額	2,040,540千円(平成24年3月31日)
事業の内容	ファミリーマンションの分譲、及び資産運用型マンションの販売代理、仲介、並びに伊豆地域での別荘地分譲

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高(千円)	4,235,955	1,623,599	3,648,109
営業損失() (千円)	832,320	154,399	43,357
経常損失() (千円)	877,146	200,716	90,254
当期純損失() (千円)	903,963	200,936	90,716

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社エフ・ジェー・ネクスト	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、株式会社エフ・ジェー不動産販売の発行済株式の全てを所有しております。
人的関係	当社の取締役3名が株式会社エフ・ジェー不動産販売の取締役を、当社の監査役1名が同社の監査役を兼任しております。
取引関係	株式会社エフ・ジェー不動産販売は、当社商品の一部を販売しております。また、当社よりプロジェクト資金の貸付を行っております。

(2) 当該吸収合併の目的

株式会社エフ・ジェー不動産販売は、当社グループの事業セグメント「不動産開発事業」において、ファミリーマンションの分譲、及び資産運用型マンションの販売代理、仲介、並びに伊豆地域での別荘地分譲を行っております。同社の主力であるファミリーマンション分譲事業において、過去数年に亘り計画が未達となっております。このような状況を踏まえ、当社の仕入面、販売面における人材、及びノウハウ等を活用し、「不動産開発事業」の経営効率化を図り、ファミリーマンション分譲事業の早期再生を目指すため、同社を吸収合併することいたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社エフ・ジェー不動産販売は解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

株式会社エフ・ジェー不動産販売は、当社の100%子会社であるため、新株式の発行、及び金銭等の交付は行いません。

また、本合併による当社の資本金の額及び準備金の額に変更はありません。

その他の吸収合併契約の内容

平成25年3月26日に締結した吸収合併契約の内容は、後記のとおりです。

(4) その他の吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併後の吸収合併存続会社に関する事項

商号	株式会社エフ・ジェー・ネクスト
本店の所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 肥田 幸春
資本金の額	1,858,970千円(平成24年3月31日)
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	資産運用型マンションの企画、開発、分譲、ファミリーマンションの分譲、伊豆地域での別荘地分譲

合併契約書

株式会社エフ・ジェー・ネクスト（以下「甲」という。）及び株式会社エフ・ジェー不動産販売（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲、乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

（商号及び住所）

第2条 甲、乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

（1）甲：吸収合併存続会社

商号：株式会社エフ・ジェー・ネクスト
住所：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

（2）乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社エフ・ジェー不動産販売
住所：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

（合併に際して交付する金銭等）

第3条 甲は、乙の全株式を所有しているため、本合併に際して、甲は、株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）の交付を行わない。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第4条 本合併に際して甲の資本金及び準備金は増加しない。

（吸収合併の効力発生日）

第5条 本合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年5月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（簡易・略式合併）

第6条 甲は会社法第796条第3項に基づく簡易合併により、乙は同法第784条第1項に基づく略式合併により、株主総会における合併契約承認の決議を経ることなく合併する。

（会社財産の引継ぎ）

第7条 甲は、本合併の効力発生日において、乙の資産、負債及び一切の権利義務を承継する。

（会社財産の管理等）

第8条 甲、乙は、本契約締結後、効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運用を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議のうえ、これを行う。

（従業員等の処遇）

第9条 甲は、効力発生日において、乙の全従業員を甲の従業員として引継ぐものとし、その処遇については、別途、甲乙協議のうえ、これを決定する。

（本合併条件の変更及び本契約の解除）

第10条 本契約締結の日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲、乙は、速やかに協議し合意のうえ、本合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

第11条 本契約は、効力発生日の前日までに、甲又は乙が取締役会において合併を撤回する旨の決議を行ったとき又は法令に定められた関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

（本契約に定めのない事項）

第12条 本契約に定める事項のほか、本合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙間で協議のうえ、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月26日

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
甲 株式会社エフ・ジェー・ネクスト
代表取締役社長 肥田 幸春

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
乙 株式会社エフ・ジェー不動産販売
代表取締役社長 肥田 幸春